

第 2 章 環境行政の推進

1 環境行政推進体制

1) 行政組織体制

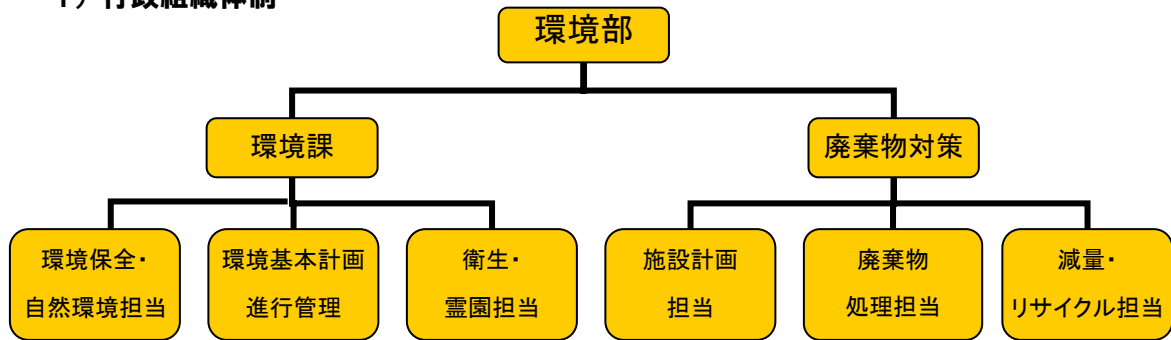


図 2-1 行政組織体制図（平成 18 年 4 月 1 日現在）

2) 環境審議会

北広島市環境基本条例第 28 条第 1 項の規定に基づき北広島市環境審議会が設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議しています。

審議会委員は学識経験者 3 名、事業者代表 3 名、市民（公募）4 名の計 10 名で構成され、任期は 2 年間となっています。

表 2-1 北広島市環境審議会委員名簿（順不同）

氏 名	所 属 等
◎五十嵐 恒 夫	北海道大学名誉教授
村 野 紀 雄	酪農学園大学教授
佐々木 均	酪農学園大学短期大学部教授
○山 根 勸	北広島商工会
中 村 洋	北広島市工業振興会
松 原 幸 雄	道央農業協同組合
山 北 雅 宏	市民公募
佐 藤 誠 一	市民公募
三 橋 和 子	市民公募
長谷川 眞知子	市民公募
備考	
1 ◎：会長、○：副会長	
2 上記委員の任期は平成 17 年 4 月 27 日～平成 19 年 4 月 26 日	

3)環境保全推進委員

北海道がおこなう環境の保全及び創造に関する施策に道民の意見を反映させるため、北海道環境基本条例の規定に基づき、環境保全推進委員が置かれています。

環境保全推進委員制度は、2年間の任期で地域における環境情報を道に提供したり、地域で行われる環境保全活動に対して、助言等を行っています。

推進委員は公募又は支庁長の推薦により選考され、知事により委嘱されます。北広島市内からは表2-2の2名が委嘱を受けています。

表2-2 環境保全推進委員

氏 名	任 期
室松 正雄、段坂 尚揮	任期：平成17年6月6日～平成19年6月5日

2 環境基本条例・環境基本計画

環境基本法が平成5（1993）年11月に制定され、国の環境の保全に対する総合的な枠組みが示されました。地方公共団体に対しても、環境の保全に関し国の施策に準じた施策や地方公共団体の区域の自然的条件に応じた施策を策定する責務が課せられました。

北広島市においては、地域における環境問題を適切に把握し、市民一人ひとりの行動が環境への負荷の少ないものへと変えていくことで、よりよい環境を育て、次代を担う子供たちに引継いでいくため、環境の保全や創造についての基本理念や市民及び事業者などの役割を定めた北広島市環境基本条例を平成12（2000）年3月に制定し、平成13（2001）年3月には、各種環境に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とした北広島市環境基本計画を策定しました。

この基本計画では、環境への負荷の少ない循環型社会を構築していくための道すじを示す長期的な目標を掲げるとともに、その達成のため10か年間になすべき具体的な施策を明らかにして、市民・事業者・市のそれぞれでの環境の保全及び創造に向けた自主的、積極的な取組を推進していくことにしています。

1)環境基本計画の体系

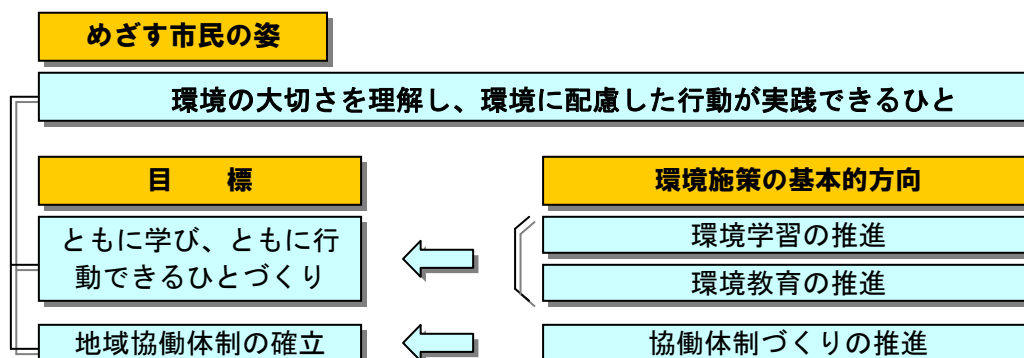


図 2-2 ひとづくりのための環境施策の体系

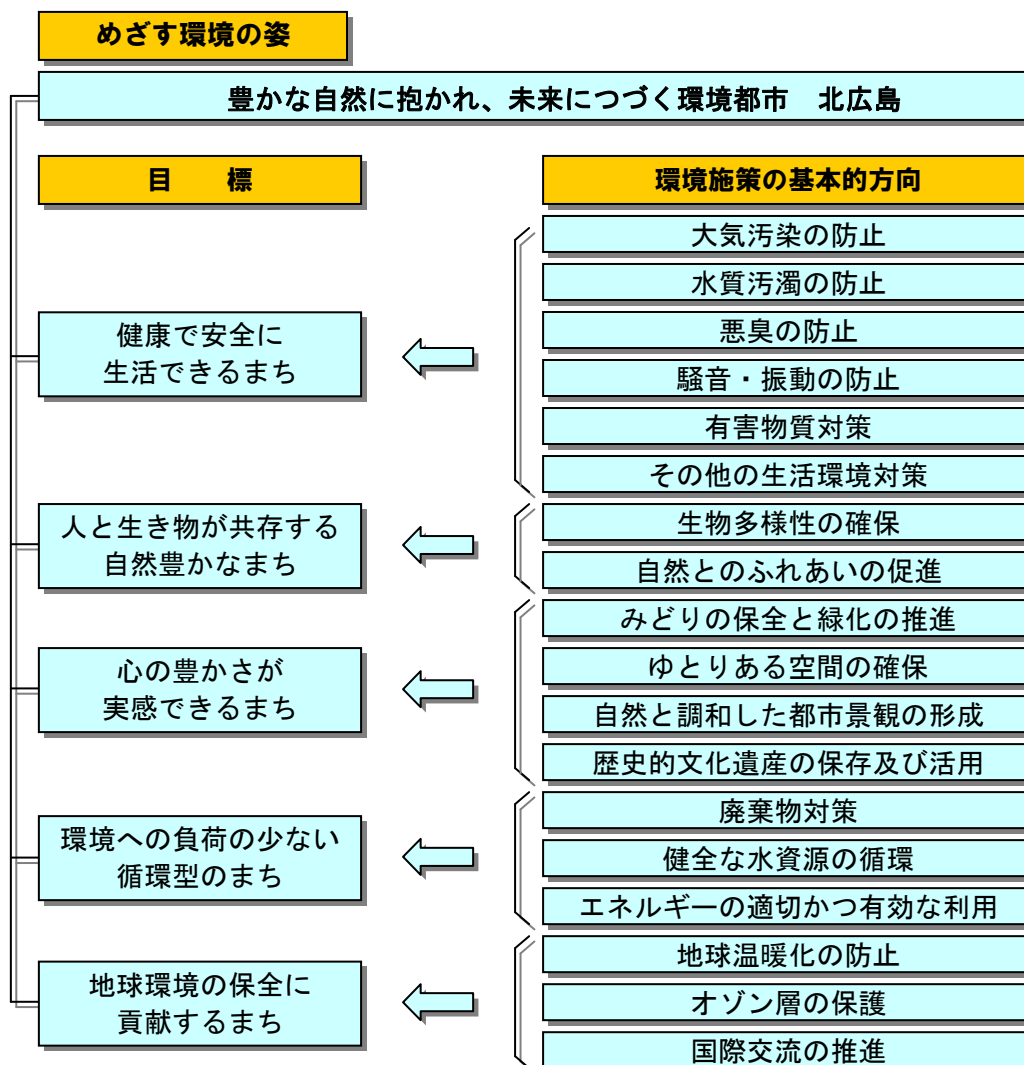


図 2-3 まちづくりのための環境施策の体系

2)計画の推進体制

北広島市環境基本計画を着実に推進するためには、市だけでなく、市民、事業者と一体となった体制を作り、幅広く環境問題に対応する施策を推進していきます。

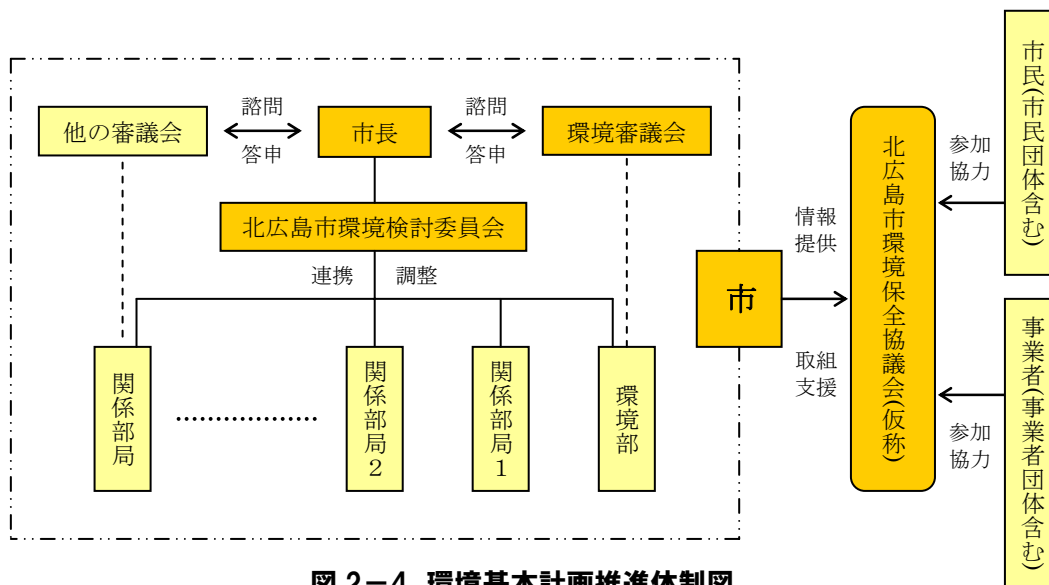


図 2-4 環境基本計画推進体制図

3)計画の進行管理

本計画の実効性を確保するため、計画の進行状況を毎年定期的に把握、評価を行ない、着実な進行を図ります。関係部局においては、各種施策・事業を推進していくうえでの具体的な環境配慮を計画時点において、できるだけ定量的に明確にし、施策・事業の完了時点で課題の整理や評価を行うとともに、進行中の施策・事業については毎年定期的に環境配慮の明確化と課題の整理・評価を行なうものとします。

なお、進行状況の評価に基づいて、環境問題を取り巻く状況の変化や社会情勢等の変化に対応した計画の見直しを適切に行っていきます。

- (1) 各種施策・事業の計画時点で、環境配慮を明確化 ⇒ 完了時点で課題の整理・評価
- (2) 進行中の施策・事業は毎年定期的に、環境配慮を明確化 ⇒ 課題の整理・評価
- (3) 進行状況、環境問題・社会情勢の変化に対応して、計画を適切に見直し

平成 17 年度施策・事業の実績、評価、平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題は表 2-3 のとおりです。

表 2-3 平成 17 年度施策・事業の実績、評価等一覧

施策項目	平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題																								
ともに学び、ともに行動できるひとづくり																										
環境学習の推進	<p>●林間学園・レクの森開放事業</p> <p>平成 17 年度の生涯学習事業として以下のとおり体験教室や観察会を実施した。</p> <p>レクの森のことちょっとだけ学んでみませんか</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>7/27</td> <td>27 人</td> </tr> <tr> <td>草花の観察</td> <td>7/30</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>自然工作</td> <td>7/31</td> <td>25 人</td> </tr> <tr> <td>こんちゅう採集</td> <td>8/5</td> <td>21 人</td> </tr> <tr> <td>流木クラフトとストーンペインティング</td> <td>8/6</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>レクの森観察会</td> <td>10/22</td> <td>15 人</td> </tr> <tr> <td>カンジキウォーキング</td> <td>3/12</td> <td>27 人</td> </tr> <tr> <td>バードウォッチング</td> <td>3/26</td> <td>12 人</td> </tr> </table> <p>(教育委員会社会教育課)</p>		7/27	27 人	草花の観察	7/30	32 人	自然工作	7/31	25 人	こんちゅう採集	8/5	21 人	流木クラフトとストーンペインティング	8/6	24 人	レクの森観察会	10/22	15 人	カンジキウォーキング	3/12	27 人	バードウォッチング	3/26	12 人	<p>社会教育事業としてボランティア団体との協力で事業を実施しており引き続き 18 年度も事業を実施。</p>
		7/27	27 人																							
	草花の観察	7/30	32 人																							
	自然工作	7/31	25 人																							
	こんちゅう採集	8/5	21 人																							
	流木クラフトとストーンペインティング	8/6	24 人																							
レクの森観察会	10/22	15 人																								
カンジキウォーキング	3/12	27 人																								
バードウォッチング	3/26	12 人																								
<p>●北広島のこんちゅう展</p> <p>エルフィンパークにおいて昆虫展を開催した。</p> <p>7/29～8/3 観覧入場者 2,084 人</p> <p>(教育委員会社会教育課)</p>	<p>18 年度も事業を実施。</p>																									
<p>●野鳥観察会</p> <p>野鳥観察とともに市内の自然に触れる機会の場の提供として、5/16 北広島レクリエーションの森で開催した。12 名が参加し、23 種類の鳥の姿、鳴き声を確認した。</p> <p>(環境課)</p>	<p>参加者への周知方法として、市広報紙の他新聞等への依頼も実施。</p>																									
<p>●郷土学習講習会</p> <p>文化ホールにおいて「身近な野生動物と生きていく方法」として、野幌丘陵の野生動物と人のかかわりについて講師を招き講習会を開催した。</p> <p>1/29 受講者 73 人</p> <p>(教育委員会社会教育課)</p>	<p>郷土学習のテーマとして、身近な野生動物を紹介。</p>																									
<p>●生活講座（ケナフの紙すき等講座）</p> <p>ケナフを栽培し、その葉や茎を用いた紙すきや織物講座を開催した。ケナフは二酸化炭素の吸収量が多い植物であり、その栽培等を通して、地球温暖化について考えるきっかけを作ることができた。4 回開催し、延べ 37 名が参加した。</p> <p>(公民館教室・環境課)</p>	<p>ケナフは外来種であるため、外来種問題に関する情報提供も実施。</p>																									
<p>●家庭での啓発事業</p> <p>エコクッキングを開催し、食べ物やエネルギーを大切にするとともに水を汚さないこと、ゴミを減らすこと、地球にやさしい料理を紹介した。参加者は 22 名であった。</p> <p>(環境課)</p>	<p>ごみを減らす工夫をするなど環境に配慮した調理方法を周知している。</p>																									

施策項目		平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題
環境学習の推進	普及・啓発事業の推進	●環境基本計画の進行管理 17 年度においては北広島のかんきょうに係る事業評価について審議会を開催 4/27、3/22 開催 (環境課)	18 年度は審議会を 2 回開催予定
		●北広島のかんきょうの配布 北広島市における環境の概要をまとめた「北広島のかんきょう」を作成し、各出張所、図書館等に閲覧用図書として常備した他、市内 16 小中学校、3 高等学校に配布した。 (環境課)	より多くの市民、事業者に見てもらうため、ホームページで閲覧できるよう整備している。
		●環境パンフレット作成 総合学習として動植物の生息状況等についてのパンフレットを作成している。地図や写真を多く掲載しているため小中学生にも分かりやすく、地域の環境に関心を持つ良いきっかけとなる。 (環境課)	パンフレットを作成し今後も継続して啓発に努める必要がある。
地域協働体制の確立			
協働体制作りの推進	地域活動の推進	●集団資源回収 自治会、子供会等の単位での集団資源回収に対し、奨励金(資源引渡し総重量 1kg 当たり 3 円)を交付した。平成 17 年度の登録数は小中学校、町内会、子供会など 109 団体であり、新聞紙をはじめとする資源物を再生事業者へ引き渡すことで資源の有効利用が図られた。(新聞紙 1,946 トン、雑誌 336 トン、ダンボール 185 トン、紙パック 19 トン、ビン 11 トン、アルミ缶 10 トン、スチール缶 1 トンなど) (環境課)	回収団体登録数も 109 団体と増え、回収総重量も前年度より 211 トン増えている。今後は、未実施地区への啓発と収集品目を増やすよう収集業者へ働きかけていく。
	近隣市町村等との連携・協力	●千歳川水系水質保全連絡会議 定例連絡会議、担当者会議の開催、千歳川水系特定事業場マップの作成調査、千歳川水系の水質保全に関する情報交換等を行った。また、4 市 2 町による千歳川水系 20 地点での水質測定を年 6 回行った。 (環境課)	平成 18 年度も連絡会議、担当者会議が開催予定。17 年度から調査していた千歳川水系特定事業場マップを完成予定。水質測定についても 4 市 2 町が連携して年 6 回実施する。
健康で安全に生活できるまち			
大気汚染の防止	自動車の適正な使用の推進	●自動車の低公害車の導入 集中管理用庁用車や各課の利用について低公害車の導入を推進していく。 17 年度 低公害車 21 台中ハイブリッド車 5 台(総務 3 台、水道、納税各 1 台) (総務課)	今後、低公害車の拡大について検討していく。

施策項目	平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題												
自動車の適正な使用の推進	<p>●福祉バス運行事業</p> <p>幹線道路の走行やアイドリングストップなどにより、排出ガスの排出量や燃料消費量を抑制し、騒音・振動・大気汚染に配慮した。走行距離等を平成 16 年度と比較すると下表のようになった。</p> <table border="1" data-bbox="379 472 895 616"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>走行距離 (km)</th> <th>燃料使用量 (トℓ)</th> <th>燃費 (km/トℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>27,662</td> <td>9,960</td> <td>2.78</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>23,370</td> <td>10,277</td> <td>2.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>(福祉課)</p>	年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (トℓ)	燃費 (km/トℓ)	16年度	27,662	9,960	2.78	17年度	23,370	10,277	2.27	<p>バスの利用需要は依然と高いが、燃費は悪化傾向にある。より一層環境に配慮するとともに、更新時期には低公害車の導入を検討していく。</p>
年度	走行距離 (km)	燃料使用量 (トℓ)	燃費 (km/トℓ)											
16年度	27,662	9,960	2.78											
17年度	23,370	10,277	2.27											
自動車交通対策	<p>●幹線道路の整備</p> <p>街路整備事業：羊ヶ丘通線、道道栗山北広島線 道路整備事業：生活道路の改良 365m、輪厚仁別線 270m、西裏線 26m、共栄南 1 号線 117m 幹線道路の整備は、自動車の走行速度が向上し、交通が円滑化して大気汚染物質の排出が低減され沿道の環境改善に寄与する。 (土木課)</p>	<p>街路整備については、道道で整備されており、羊ヶ丘通線、道道栗山北広島線の 2 路線を実施している。 道道江別恵庭線(中央 5 丁目から共栄町 4 丁目)片側 650m の排水性舗装が実施されることで雨天時の安全性が高まるとともに市街商業地区の大気汚染、騒音の低減が期待される。 西裏線は共栄工業団地への物流車両の関連道路として整備を進めていく。</p>												
	<p>●車道・歩道の除雪</p> <p>冬期間の円滑な交通と安全性を確保及び市民生活を維持するため車道 378.8 k m、歩道 98.3 k m の除雪を実施。 冬期間の生活道路を確保するため排雪事業を実施する自治会等に対して排雪費用の 1/2 を助成して生活環境の向上を図った。 助成団体 55 団体 排雪実施延長 100.8 k m (土木事務所)</p>	<p>車道除雪 381.2 k m、歩道除雪 98.9 k m 除雪距離を拡大して実施していく。 冬期間の生活環境の向上のため相互負担による排雪補助を継続する。</p>												
自転車走行に配慮した整備	<p>●自転車道の整備</p> <p>札幌恵庭自転車道に誘導サインを設置して利用者の円滑を図る。11 カ所設置 (土木課)</p>	<p>自転車道の利用を促進するため今後も整備を実施する。</p>												
家庭や商店、オフィス等における対策の推進	<p>●監視パトロール</p> <p>21 件の野外焼却に関する指導を行い、簡易焼却炉の撤去や焼却行為の中止を実施させた。 (環境課)</p>	<p>野外焼却については、継続して市民や事業者への啓発が必要である。</p>												
大気汚染調査、監視体制の整備、充実	<p>●大気汚染物質分析測定</p> <p>市内 9 地点でいおう酸化物、4 地点で窒素酸化物の測定を実施した。2 項目ともに過去の測定値等と比較して、問題となる数値ではなく、安全に生活できる環境が保全されていることが確認された。(環境課)</p>	<p>簡易測定を実施しているため、今後は環境基準との比較が出来る測定を実施していくよう検討していく。</p>												

大気汚染の防止

施策項目		平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題
水質汚濁の防止	事業場等に対する規制及び改善指導	<p>●畜産環境保全施設整備事業の推進</p> <p>堆肥舎等の整備により、家畜排泄物の流出や地下浸透が防止され、水質汚濁対策が進展した。 (環境課)</p>	降雨や融雪により河川等の水質汚濁を招く恐れがあるため、定期的な監視が必要である。
	油流失対策	<p>●啓発資料の配布</p> <p>ホームタンクからの灯油流出事故の防止方法については啓発資料を作成し、市役所、出張所等の窓口で配付した。 17 年度事業所油等流出事故 7 件 (環境課)</p>	落雪等によるホームタンクの配管破損事故等については、広報紙等で市民へ啓発する。また、事業所等の油等の流出事故についても、江別河川事務所などとも連携して啓発活動を実施する。
	水質の把握	<p>●河川水質分析測定事業</p> <p>千歳川水系の 3 地点において年 6 回、野津幌水系ほか 2 水系の 21 地点において年 2 回の水質分析測定を実施した。BOD や大腸菌群数がやや高い値となっている河川があるが、おおむね問題はない。 (環境課)</p>	河川水質分析については、年間の測定回数が少なく、それを補うための定期的な監視が必要である。 大腸菌群数の測定値が継続して高い値を示している裏の沢川、十線川については、現地調査を実施する必要がある。
		<p>●農薬水質分析測定事業</p> <p>市内 8 ゴルフ場からの排水及び河川水（島松川、輪厚川）について、23 種類の農薬に対し 51 検体の農薬検査を行いました。全て指針値以下となっていた。 (環境課)</p>	今後も継続して実施する。
悪臭の防止	悪臭発生源対策	<p>●悪臭発生源調査</p> <p>巡回、現地調査を実施して発生源・原因者が特定できたものには指導を行っている。 (環境課)</p>	畜産業については設備の不備のほか作業手順どおり作業を実施しているかの監視等を継続して実施する必要がある。
	悪臭の状況把握	<p>●悪臭物質濃度等測定</p> <p>平成 17 年 9 月、18 年 2 月に柵ホクリョウ生産札幌農場の敷地境界で悪臭の測定を実施した。特定悪臭物質については、規制基準を下回ったが、臭気指数は指導基準値を超えており、その不快な臭気は広範囲に及び著しく住民の生活環境を損ねていると認められたことから、事業者に対し指導した。(環境課)</p>	検査結果を基に事業者への指導により、施設の改善等を行ったが、十分な脱臭効果が得られていないため、監視、指導、悪臭測定等を継続していく。
騒音・振動の防止	<p>●特定建設作業に対する指導</p> <p>指定地域内の特定建設作業を実施する場合、その施工業者に対し、届出の提出及び周辺住民への事前周知など届出者に指導した。年間実施件数は 6 件であり、これらの工事に対する苦情は寄せられなかった。(環境課)</p>	今後も継続して実施する。	

施策項目		平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題
騒音・振動の防止	事業活動に伴う騒音・振動の防止	<p>●道路改築、道路改修、生活道路整備及び歩道造成事業（8 事業）</p> <p>通過交通の増大に対する道路改築、生活道路の改良工事が実施されている。工事の実施に当たっては、これまでと同様に低騒音・低振動型建設機械を使用して実施している。 （土木課・環境課）</p>	今後とも低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
		<p>●水道第 5 期拡張事業・配水施設の移設、改良工事</p> <p>輪厚配水池の建設、配水管布設 4607m 工事施工に際しては、周辺環境に配慮し、作業時間を制限するとともに、低騒音・低振動型建設機械の使用を指導した。 （水道施設課・環境課）</p>	住宅地やその周辺の公道上等での工事となることから、騒音・振動などによるトラブルを避けるため、今後とも低騒音・低振動型建設機械の使用徹底を図る。
	騒音調査、監視体制の整備、充実	<p>●自動車交通騒音等測定</p> <p>市内 3 地点(国道 36 号、274 号、道道江別恵庭線)で 2 時間帯(昼間、夜間)の自動車交通騒音の測定を実施した。6 測定値のうち、5 測定値が環境基準を超えたものの、6 測定値全てが要請限度の範囲内であった。 （環境課）</p>	3 地点での測定を継続して実施する。また、地域住民の要望等に応じて自動車交通騒音等の測定を実施していく。
	<p>● 自衛隊演習騒音の調査</p> <p>市内 2 地点(仁別集会所、農民研修センター)に設置している騒音測定機で射撃訓練時の騒音を測定している。 市民からは自衛隊の演習に際して、40 件の苦情が寄せられ、その都度、自衛隊に申入れを行った。 （総務課）</p>	引き続き、島松射撃場における空対地射撃訓練時に騒音測定を実施する。	
有害物質対策	有害化学物質に関する調査及び情報の収集・提供	<p>●ダイオキシン類測定</p> <p>道が国道 36 号の沿道調査で大気中のダイオキシン類測定を大曲中学校で実施した。夏、冬の年 2 回測定したが、その結果は環境基準値未満であった。 （環境課）</p>	平成 11～13 年度に大気、土壌調査を実施し、市内 5 地区の現状把握調査を実施している。いずれの地点においても、環境基準値未満であった。追跡調査は実施していないが、状況に応じて測定を実施していく。
人と生き物が共存する自然豊かなまち			
生物多様性の確保	野生生物の種の保存	<p>●アライグマ捕獲事業</p> <p>生態系をかく乱する恐れのある外来種であるアライグマの駆除を道と連携して実施し、113 頭を捕獲した。 （環境課）</p>	平成 18 年 3 月現在、115 市町村でアライグマの生息が確認されている。北海道アライグマ対策基本方針に基づき関係団体等とも連携して今後も適切な防除を継続する。

施策項目		平成 17 年度施策・事業の実績・評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題
生物多様性の確保	野生生物の種の保存	<p>● 移入生物実態把握</p> <p>市内では在来種の生態系に被害をもたらす恐れがある、セイヨウオオマルハナバチを授粉用昆虫として使用する農家はいないが、東京大学・保全生態学研究室には市内での目撃が寄せられている。(環境課)</p>	<p>セイヨウオオマルハナバチについては、平成 18 年 9 月 1 日より、特定外来生物に指定され原則飼養禁止となったが、近隣市町から飛来していることから今後、実態調査を検討する。</p>
心の豊かさが実感できるまち			
ゆとりある空間の確保	ゆとりある空間の確保	<p>●公園・緑化等の整備</p> <p>街区公園(フローラル公園)の整備にあたってはフローラル町内会、柏葉台町内会とワークショップで整備を進めた。</p> <p>街区公園整備 どんぐり公園 0.1ha</p> <p>近隣公園整備 輪厚自然公園 0.4h a (都市整備課)</p>	<p>美咲き野なかよし公園をワークショップで整備を行う。</p>
	農とのふれあいの場の確保	<p>●農村景観づくり事業</p> <p>市民の目につきやすい道路沿いを重点に緑肥作物(ヒマワリ、キガラシ等)を植えることにより、農村景観の保全が図られ、農園を取り巻く景観が美しくなった。緑肥作物の作付けにより、化学肥料の使用を抑制することができ、また病害虫の発生が抑えられた。</p> <p>作付け面積 3h a 農家戸数 13 戸 (農政課)</p>	<p>景観を維持するために、除草作業等の維持管理に係る農業者の負担も大きい。</p>
	農とのふれあいの場の確保	<p>●市民農園開設事業</p> <p>レクリエーション等の余暇活動として農作物を栽培する市民のニーズに応じており、農地の有効活用が図られている。17 年度については、西の里 420 区画、中の沢 65 区画、大曲 100 区画、富ヶ岡 200 区画と前年度より 265 区画増やして需要に応えた。(農政課)</p>	<p>市民農園の運営管理は、農家自身が行っており、利用者への農作物の栽培指導などのサービス向上が求められている。</p>
	農とのふれあいの場の確保	<p>●体験学習の場・機会の提供</p> <p>西部小学校児童による旧島松駅通所赤毛見本田での水稲赤毛種の田植え、稲刈りの体験学習の実施</p> <p>田植え 5/20 児童 49 名 稲刈り 9/13 児童 49 名 (教育委員会社会教育課)</p>	<p>寒地稲作発祥の地として赤毛種を育成し、ふるさと意識が高揚されていることから次年度も実施する。</p>

施策項目		平成 17 年度施策・事業の実績、評価	平成 18 年度以降の施策・事業の予定、課題
健全な水資源の循環	水道水の安全供給と水質の保全	<p>●水質検査の実施</p> <p>安全な水道水の供給のため各配水池及び系統末端給水栓における水質検査を実施し、また行き止まり配水管で計画的に洗管を行うことにより、安全な水道水の供給を行うことができた。 (水道施設課)</p>	より安全な水道水の供給に対応するために、水質検査の継続と計画洗管箇所の見直しが必要である。
地球環境の保全に貢献するまち			
地球温暖化の防止	エネルギーの適切な利用	<p>●自然エネルギーの活用</p> <p>西部小学校では新校舎(平成 17 年 12 月完成)に NEDO の補助を受け「太陽光発電システム」の新エネルギー設備を設置して温暖化対策の一環と児童の環境教育に活用している。 (教育委員会管理課)</p>	児童の環境教育への活用を図っていく。
	省エネルギー意識・行動の啓発	<p>●エコ・パートナーシップ北広島</p> <p>地球温暖化防止等の環境保全を効果的に推進する各種事業を実施して市民啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止標語募集(小中学校生対象) 地球温暖化防止 PR 5/12~10/18 エルフィンパークほか 2480 人 省エネ対話集会 7/26 60 人 元気フェスタ in きたひろしま 2100 人 地球温暖化防止講演会 10/5 120 人 <p>(環境課)</p>	引き続き、「地球温暖化防止 PR 展」、「省エネ対話集会」、「地球温暖化防止講演会」を独自開催するとともに「元気フェスタ in きたひろしま」などにも参加して市民啓発を予定している。
	地球温暖化対策推進実行計画	<p>●北広島市環境保全に向けた率先実行計画進捗管理事業</p> <p>実態把握調査の結果、平成 17 年度実績を基準年度(平成 16 年度)実績と比較すると、二酸化炭素排出量△5.39%、電力量 0.82%、灯油△1.27%、重油△0.65%、ガソリン△3.67%、軽油△0.25%、LPG2.85%となった。</p> <p>また、省エネ・省資源対策に関する調査の結果、残業時や会議室使用時における不要照明の消灯、冷暖房の適切な温度設定、ミスコピー紙のメモ紙への活用、資源ごみの分別、物品等の修繕による長期間使用等について高い実施率で実践されていることが分かった。 (環境課)</p>	省エネ・省資源対策に関する調査の結果では前年度と比較して実施率に変化がなく、さらに取組める余地があるとおもわれる取組があることから、職員を対象とした普及啓発や情報提供に努め、職員の環境問題に対する意識の向上を図るとともに、省エネ、省資源に関する取組を推進する必要がある。 また、将来的には、省エネルギー型施設への転換や省エネルギー型設備の導入、低公害車への切り替えなどハード面での整備についても検討する必要がある。

3 北広島市環境保全に向けた率先実行計画(市役所事務事業に於ける第2次地球温暖化対策推進実行計画)

1)計画の策定及び推進

北広島市では、平成10年度から「北広島市環境保全に向けた率先実行計画」を策定し、省エネルギー対策に取り組んできました。

平成10年10月9日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、平成11年4月8日より全面施行され、法では、国、都道府県及び市町村に対して、それぞれの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定し、その実施状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表するよう求めています。

これに伴い北広島市では、平成12年度に策定した『改訂版 北広島市環境保全に向けた率先実行計画』に基づき、1996(平成8)年度を基準年度とし、2004(平成16)年度までに温室効果ガスの排出量を基準年度比で6%削減させることを目標として率先行動を実践してきました。

残業時における不要照明の消灯、適正な冷暖房温度の設定や低公害車の導入による燃料使用量の削減、リサイクルの推進やコンポスト容器の普及によるごみ埋立処分量の減少などの効果から、平成10年度をピークに温室効果ガスの排出量は減少し、平成13年度、平成15年度には、削減目標数値を達成しました。

しかし、IT化の推進によるパソコン設置台数の増加、人口増加に伴うごみ量の増加により、平成16年度の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)は、前年度を上回る33,097t(平成8年度比では4.44%の減)となりました。

平成17年度からは、新たに『市役所事務事業に於ける第2次地球温暖化対策推進実行計画』を策定し、平成17~22年度の各年度において平成16年度比で温室効果ガス総排出量を1%以上削減するという目標を定め、目標達成のために省エネ・省資源に向けた具体的な実践行動を実施しています。

平成17年度は、新たな公共施設の建設や気候的要因(積雪量が平年より多かったこと)等があり、電気使用量などは増加しましたが、廃棄物の埋立処分量の減少などにより、温室効果ガス排出量は29,374t(平成16年度比で5.39%の減)となっています。

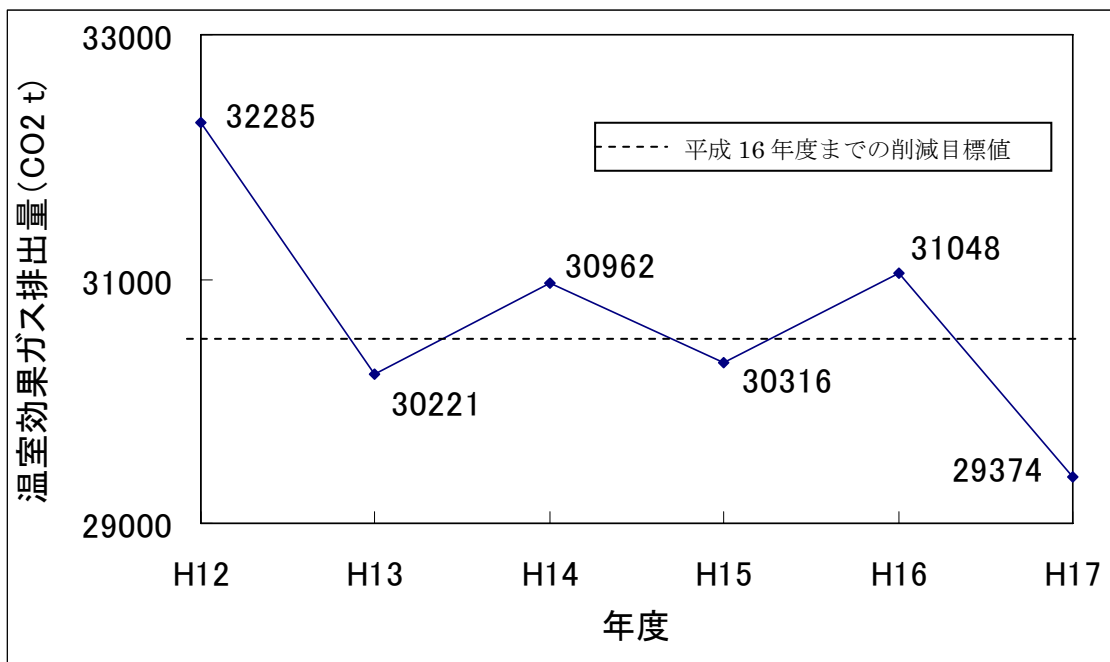


図 2-5 温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の経年変化(全公共施設)

2)電力量等の平成 17年度実績について

平成 17 年度の全公共施設における電力量使用量は、基準年度比で 0.82%増加しています。この増加は、北広島市ふれあい学習センター（夢プラザ）が新築されたこと（使用電力量 43,939kWh）と西部小学校が移築されたことにより使用電力量が増加したこと（基準年度と比べて 57,772kWh 増加）が要因となっています。ただし、この 2 施設を除いた他の施設での使用電力量を比較した場合でも対象施設で 0.04%の微増となっており、電力量の削減はなされていません。

LPGに関しては基準年度比約 3%増加していますが、これはふれあい学習センターの新築による増加が大きく影響しており、ふれあい学習センターの使用量（9377 m³）を除いての比較では基準年度比約 10%の減少となっています。

ガソリンの使用量は基準年度比で 3.67%の減少、軽油の使用量は 0.25%の減少となっています。この要因としては、ガソリン車については平成 17 年度に低燃費車を新たに 8 台導入したことなどにより燃費効率が向上したこと、軽油車両に関しては燃費効率が悪化しているがその分走行距離が短くなったことが影響しています（表 2-5 参照）。

コピー・プリンター用紙は基準年度比で 25 万枚の増加となっています。

廃棄物埋立処分量は、紙類の分別実施などにより紙・繊維くず等、木くず等についてそれぞれ-11.06%、-13.83%の減少となっています。しかし食物くず等については 2.92%の増加となっており、コンポストによる堆肥化の推進など、食物くず等の減量化が必要です。

表 2-4 電力量等の平成 17 年度実績及び基準年度との比較

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	増減率 (%)
電力量 (kWh)	10,058,389	10,140,936	0.82
灯油 (リットル)	329,185	324,997	- 1.27
重油 (リットル)	1,401,110	1,391,989	- 0.65
ガソリン (リットル)	48,793	47,000	- 3.67
軽油 (リットル)	99,116	98,872	- 0.25
L P G (m ³)	71,945	73,998	2.85

表 2-5 自動車の走行距離と使用燃料量の平成 17 年度実績及び基準年度との比較

燃料区分	平成 16 年度			平成 17 年度		
	走行距離 (km)	使用燃料量 (リットル)	燃費効率 (km/リットル)	走行距離 (km)	使用燃料量 (リットル)	燃費効率 (km/リットル)
ガソリン車	415,692	48,793	8.52	421,945	47,000	8.98
ディーゼル車	285,129	99,116	2.88	227,207	98,872	2.30

表 2-6 平成 17 年度及び基準年度のコピー用紙使用、廃棄物埋立量実績

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	増減率 (%)	
コピー・プリンター用紙 (枚)	5,000,000	5,250,000	5.00	
廃棄物埋立量 (t)	食物くず等 (t)	2,024	2,083	2.92
	紙・繊維くず等 (t)	4,711	4,190	- 11.06
	木くず等 (t)	622	536	- 13.83

3)今後の取組

平成 17 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 5.39%の減となっています。しかし、項目別では電気使用量と L P G 使用量について増加しています。

これらの増加要因としては、新たな公共施設の建設に伴い電力消費量等が増加したことや、気候的要因（基準年度に比べ気温が低く積雪量が多かったこと等）により電力消費量等が増加したことが挙げられます。また、具体的な省エネ対策への職員の取組み状況についてアンケート調査を実施したところ、基準年度と比較して概ね同じような取組み実施率であったことから、電力量の削減などの職員の取組みによる省エネ対策に進展がなかったことも要因の一つと考えられます。

今後は、基準年度と比べて使用量等が増加している項目について、いっそうの省エネ対策への取組みが必要です。また、施設の老朽化により効率的な省エネ対策を実施できない施設があり、また低公害車の導入台数がまだ少ないことから、将来的には、省エネルギー型施設への転換や低公害車導入数の増加などハード面での整備についても検討していく必要があります。

4)地球温暖化防止を目的とした国際交渉

平成 4（1992）年、気候変動枠組条約が採択され、先進国に対する温室効果ガスの削減目標値が定められましたが、目標は達成されませんでした。平成 7 年から気候変動枠組条約締約国会議（COP）が開催され、平成 9（1997）年の第 3 回京都会議において、先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス排出量の削減に関する数値を定めた京都議定書が採択されました。

日本では、京都議定書の採択を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成 10（1998）年に成立し、平成 14（2002）年には日本の京都議定書締結に伴い、同法の改正により京都議定書目標達成計画が策定されました。

その後、京都議定書の発効要件が満たされていませんでしたが、平成 16（2004）年 11 月にロシアが京都議定書を批准したことを受け、平成 17（2005）年 2 月 16 日、京都議定書が発効しました。これに伴い京都議定書目標達成計画が新たに策定され、京都議定書の 6%削減約束の達成に向けたわが国の対策と施策が明らかにされました。